

廃止措置に係る先行炉情報の取入れについて

- 「常陽」では、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の第四十三条の三に基づき、「廃止措置実施方針」を作成し、これを公表している。
- 当該廃止措置実施方針のうち、「廃止措置の実施体制」にあつては、「廃止措置を適切に実施するために必要な情報の保持」に係る措置の一つとして、以下を定めている。
  - 廃止措置を適切に実施するために必要な廃止措置対象施設の機器、設備等の基本情報、運転実績、保守実績、核燃料物質管理状況、放射線管理状況等の情報については原子炉設置変更許可及び保安規定に定める記録の中で維持されるとともに、廃止措置先行炉の情報を取り入れ、参考になる部分を反映させていく。
- 上記「廃止措置先行炉」には、「もんじゅ」が含まれる。廃止措置時には、「もんじゅ」で得られた経験等を情報を取り入れ、参考になる部分を反映させていく。